

議案第 177 号

伊賀市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正について

伊賀市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を次のとおり改正しようとする。

平成 28 年 12 月 1 日提出

伊賀市長 岡 本 栄

記

伊賀市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例

伊賀市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（平成 16 年伊賀市条例第 58 号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 項及び第 3 項を削る。

附 則

この条例は、平成 29 年 1 月 1 日から施行する。